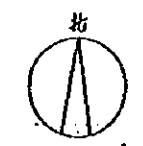
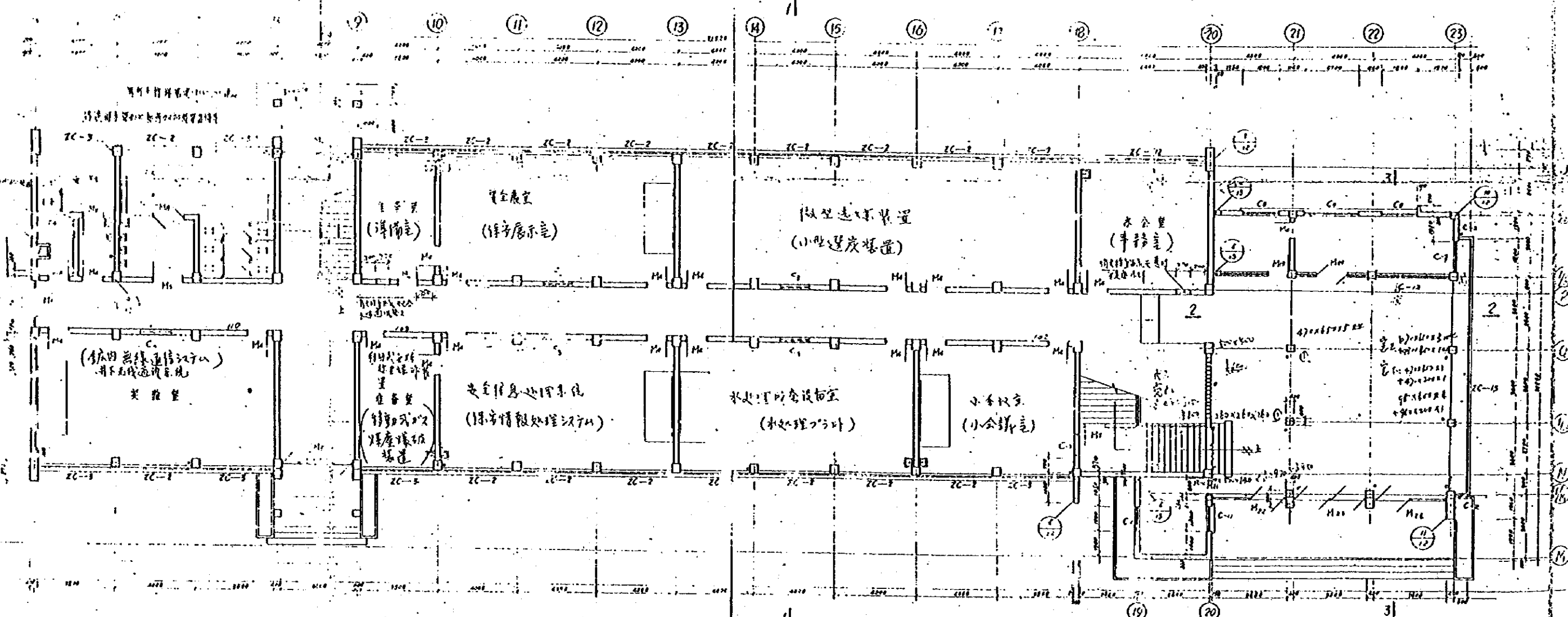
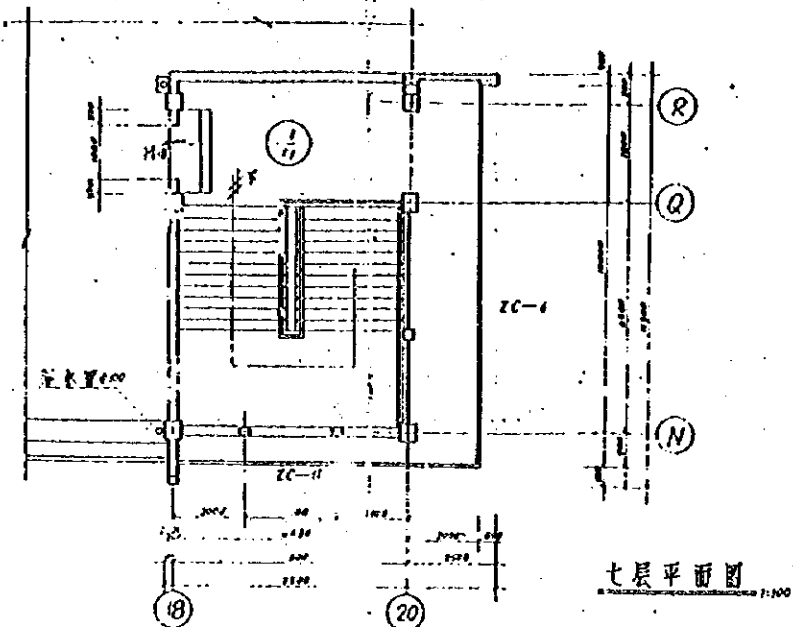
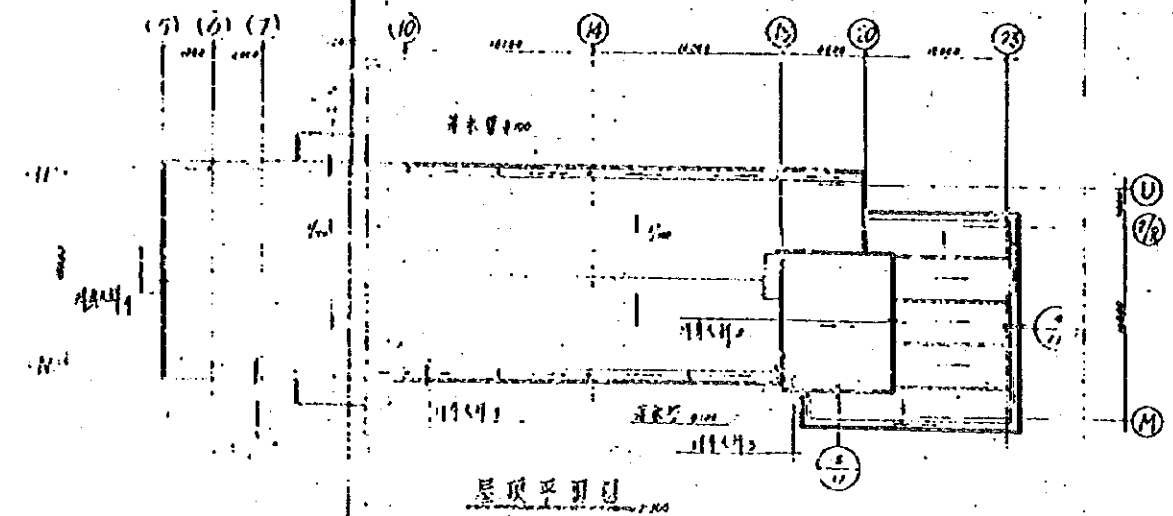


⑤ 石炭工業環境保護保安研修センター実習場配置図

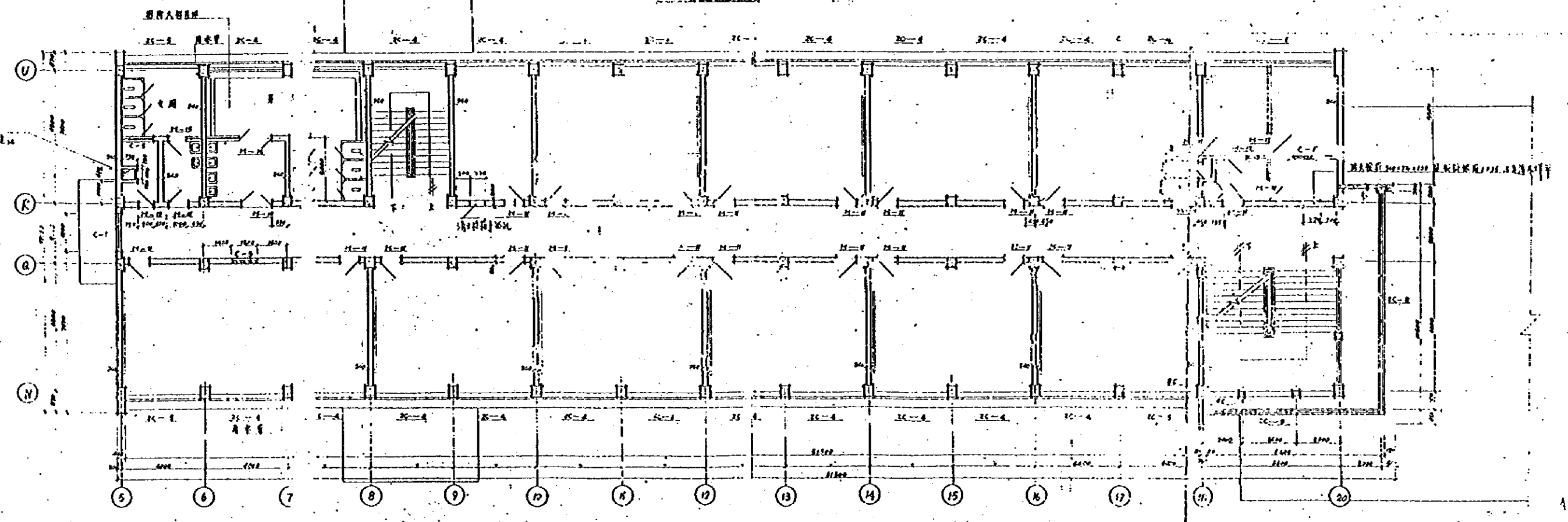
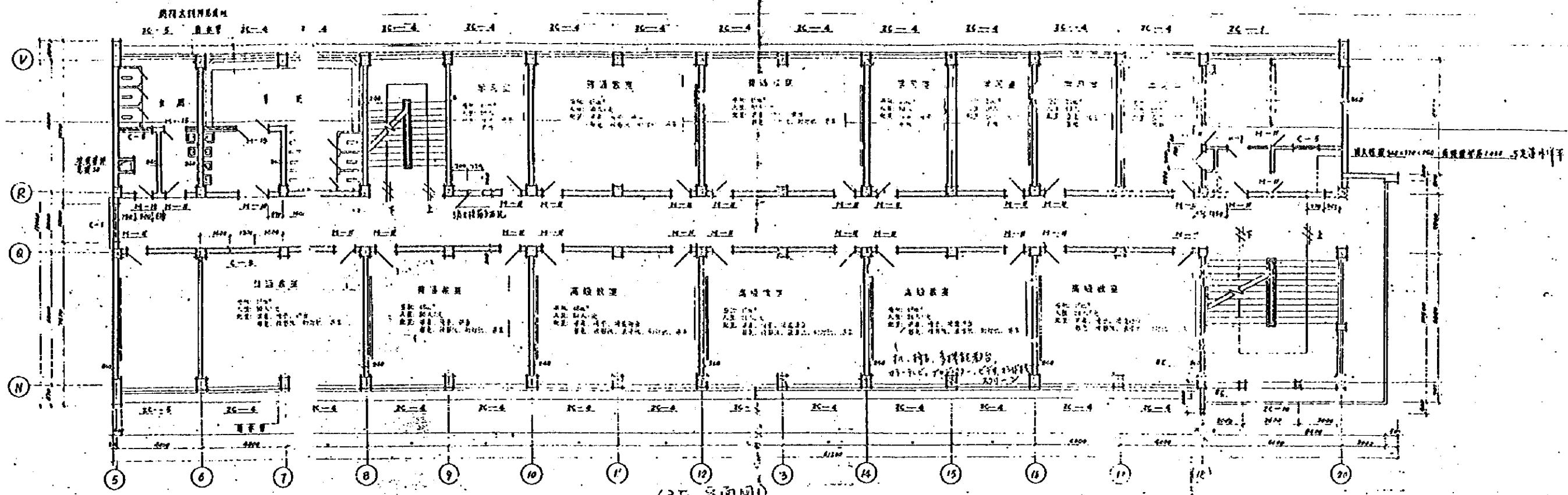


(1F)
一层平面图

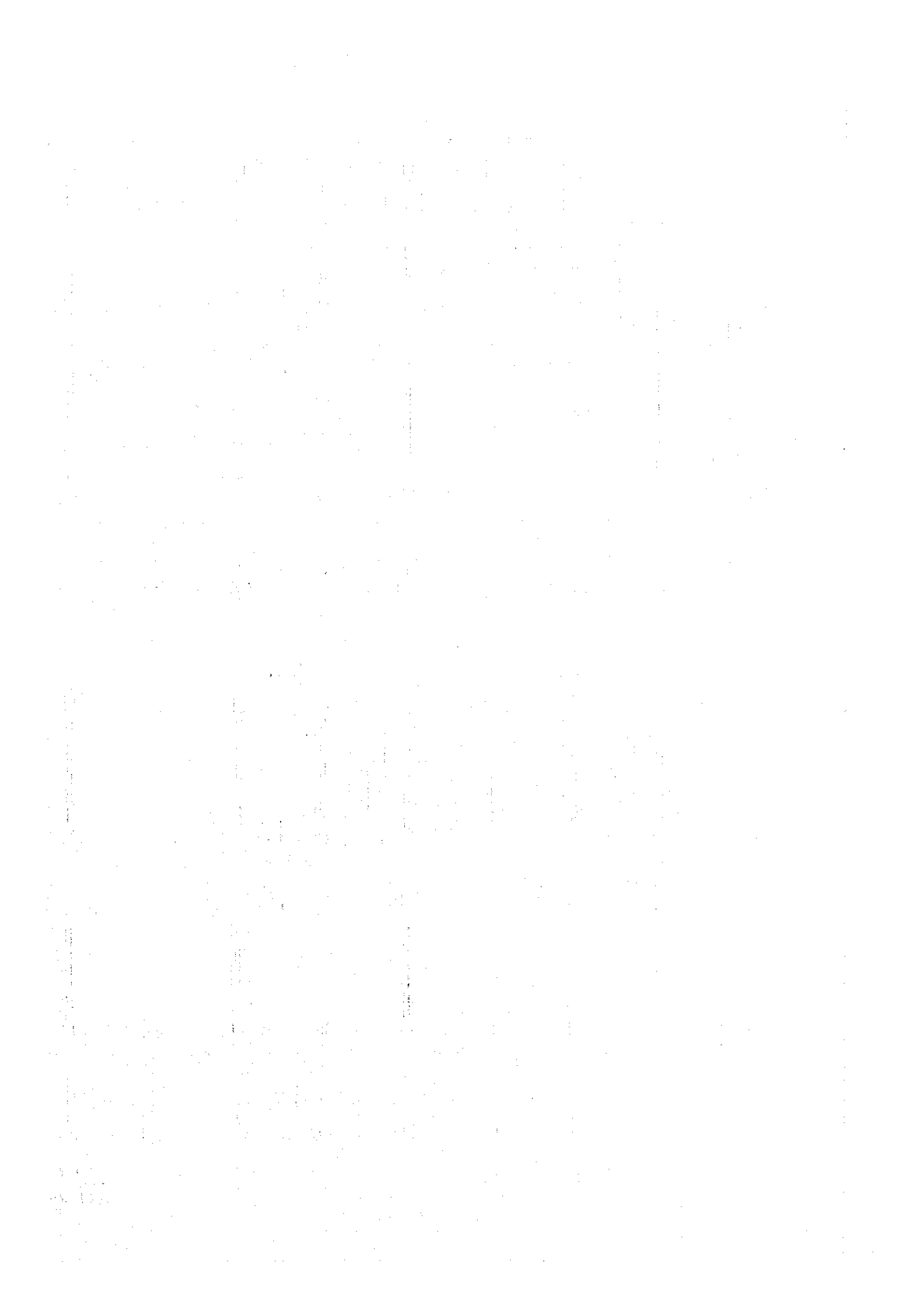
注：本工程主楼系由中国人民解放军第三技术学校教学楼，
 仅做局部修改，门厅为新设计，故图中以虚线表示。
 因此①及②轴以虚线表示在本工程中没有。

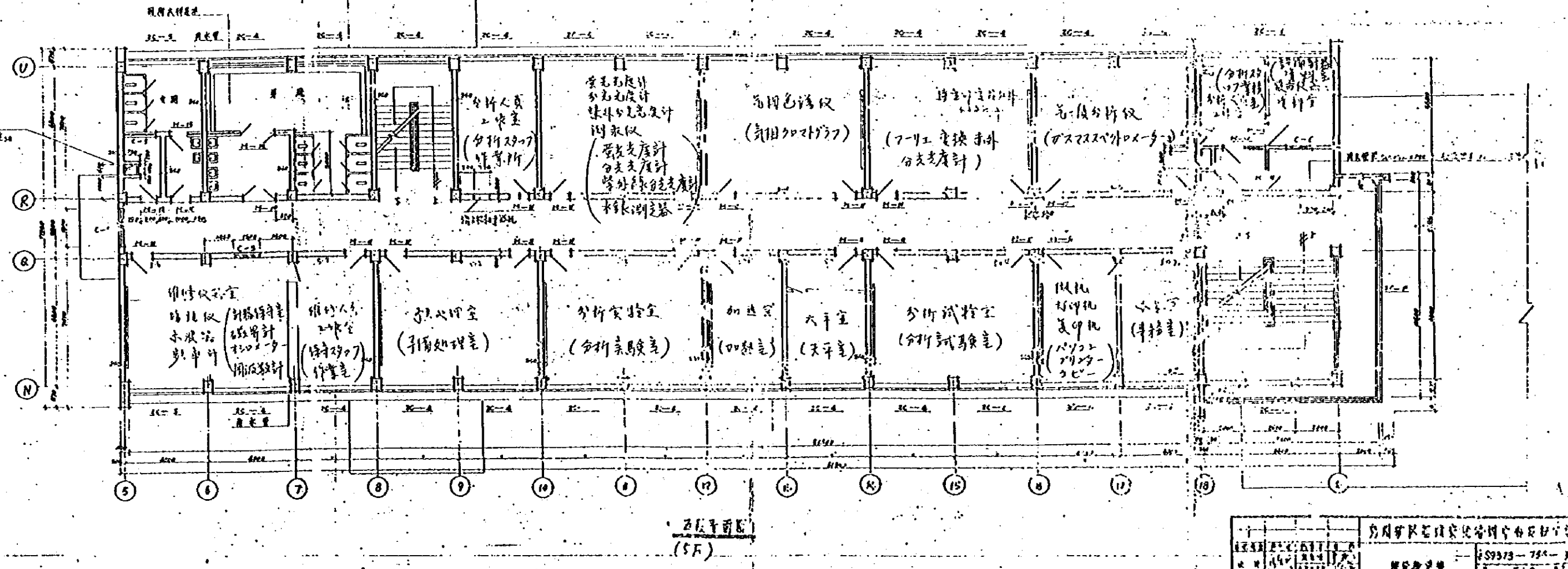
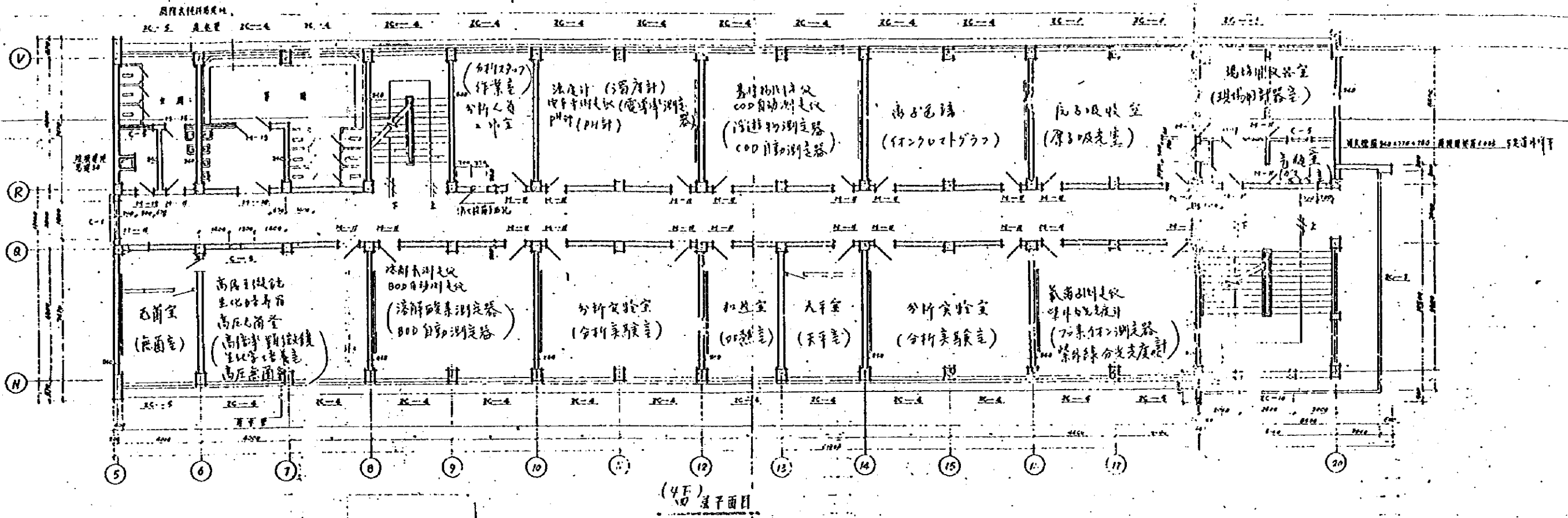
充州军区基建安全培训中心及技工学校 综合教学楼		S95.78—75% 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百
设计单位 设计人 审核人 日期	施工单位 项目经理 技术负责人 日期	监理单位 监理单位 监理工程师 日期





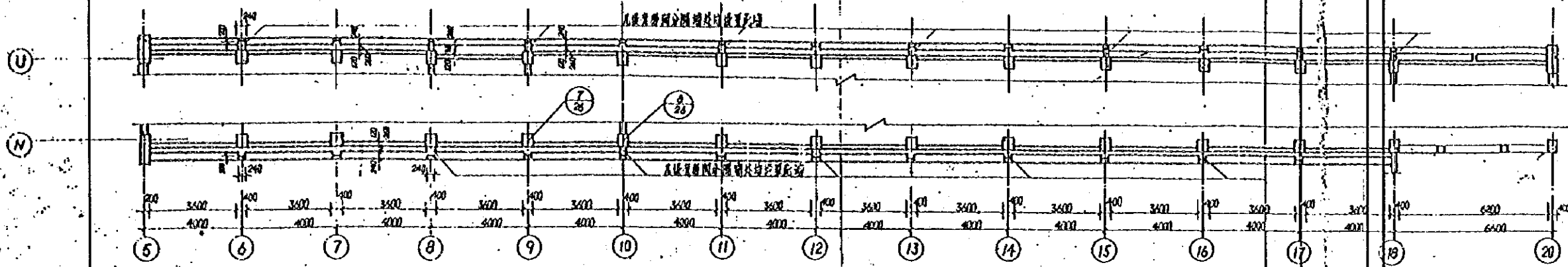
丸川省建設技術研究所 建築設計課 建築士 丸川 隆夫 建築士 丸川 隆夫		5933-755-1 1/100 1954.10.10
---	--	-----------------------------------



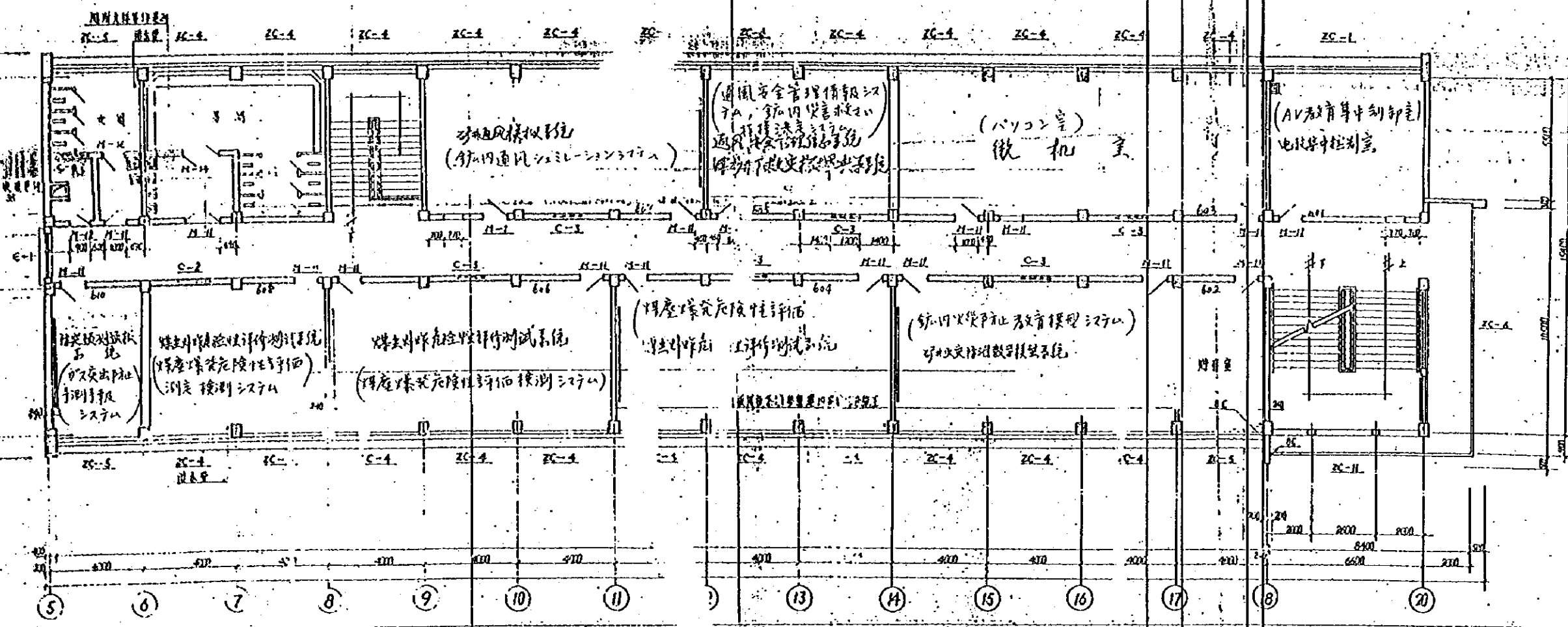


设计单位: 中国科学院南京地质古生物研究所		设计日期: 1980.10.10
项目负责人: 李四		设计人: 张三
审核人: 王五		校对: 赵六
图例: 见说明		比例: 1:100





二~六层⑩轴以下平面

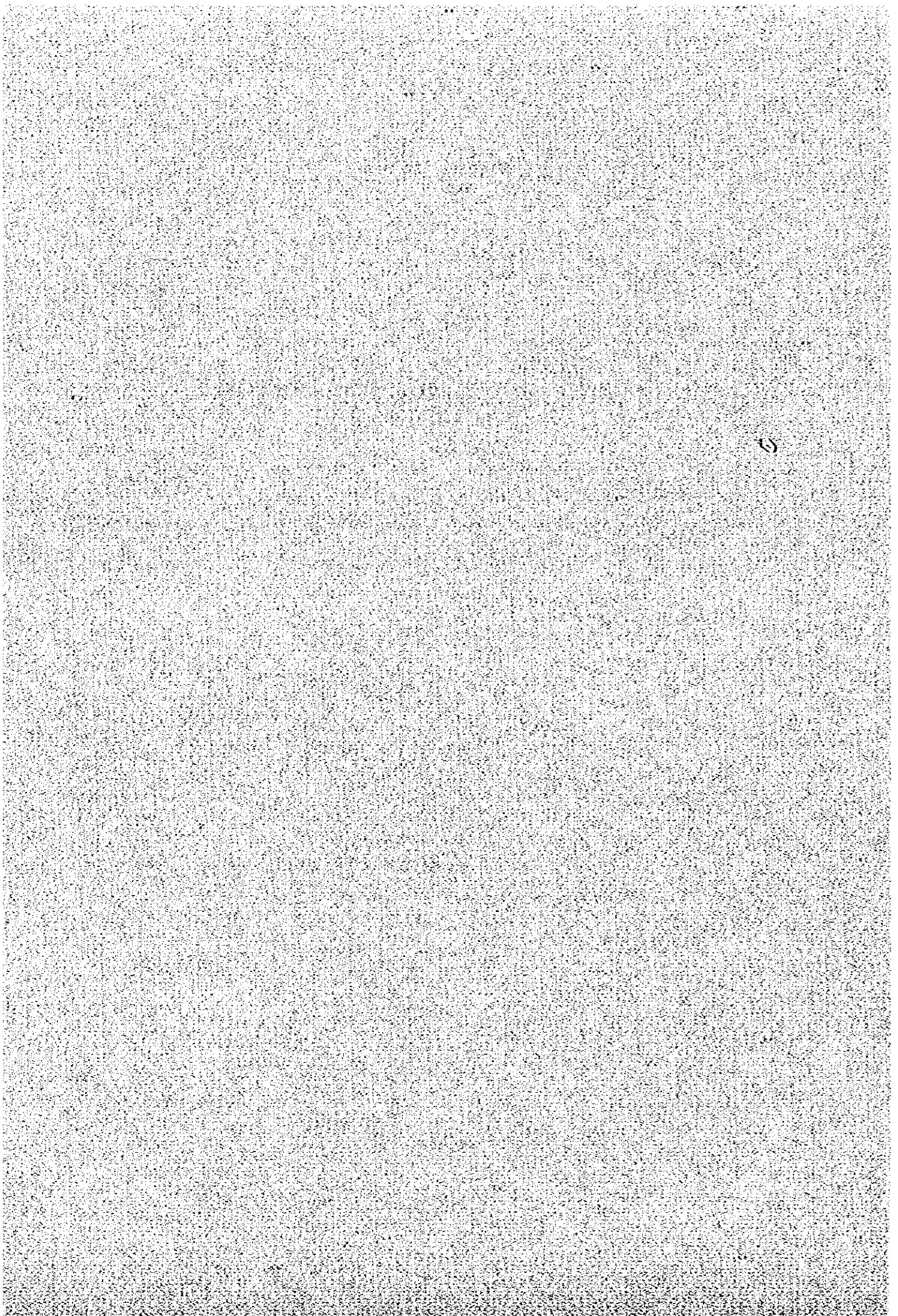


1层平面

芜湖市基础安全培训中心工程学校	
综合教学楼	ASAT-25591-25
设计单位	设计日期
施工单位	审核日期



⑥ 環境保護のいくつかの問題に関する国务院の決定
(人民日報 1996. 8. 18)



環境保護のいくつかの問題に関する国務院の決定

新華社北京8月15日電。環境保護基本国策を一層確実に進め、持続できる発展戦略を実施し、〔中華人民共和国国民経済と社会発展「95」計画と2010年長期目標要綱〕を貫徹して、2000年までに環境汚染と生態系破壊の激化傾向についての基本的なコントロール、並びに一部の都市と地区の環境の質を改善する環境保護目標を実現するために、国務院は最近環境保護のいくつかの問題に関して決定を下した。その概要は以下のとおりである。

1. 目標を明確にし、環境向上行政指導責任制を実行する。

汚染物排出総量規制を実施し、全国主要汚染物排出総量指標体系と定期公布制度を着実に樹立する。

2000年までに、全国全ての工業汚染源の排出汚染物が国家あるいは地方が規定する標準に達しなければならない。各々の省、自治区、直轄市は当該管轄区域の主要汚染物排出総量を国の規定の排出総量指標以内に規制し、環境汚染と生態系破壊激化の趨勢が基本的にコントロールされるようにしなければならない。直轄市及び省政府所在都市、経済特区都市、沿海開放都市及び観光重点都市の空気、地上水の環境を機能に応じて区分けして、各々国家規定の関連基準に達するようにする。淮河、太湖は水が澄むことを実現し、海河、遼河、涿池、巢湖の地上水質は明らかな改善があるべきである。

地方各層の人民政府はその管轄区の環境について責任を負い、環境行政指導責任制を実行する。管轄区の環境状況を主要指導役人に対する評定の主要内容としなければならない。

各層の人民政府は環境保護の仕事を重要議事日程に列して、環境保護問題を定期的に検討、速やかに解決し、そして制度化しなければならない。

2. 重点を強調し、真剣に区域環境問題を解決する。

地方の各層人民政府は「中華人民共和国水污染防治法」の執行貫徹を堅持して、水污染防治作業を強化し、農工業生産と人民の生活用水の安全を確保しなければならない。人民の生活と密接に関連する飲料水源を重点的に保護し、流域水の水污染防治作業を強化しなければならない。重点的に淮河、海河、遼河と太湖、巢湖、涿池の水汚染を処置しなければならない。また、その他の河川、湖沼、ダムと近海海域の水污染防治作業を強化しなければならない。

地方の各層人民政府は、「中華人民共和国大気污染防治法」に従って、大気污染防治作業を良く実施し、重点的に石炭燃焼で生じる大気汚染を防止し、二酸化硫黄と酸性雨汚染がひどくなる傾向をコントロールしなければならない。

都市人民政府は都市環境の総合整備処置作業を強化し、重点的に廃水、廃ガス、廃棄残渣と騒音公害を防止しなければならない。

地方の各層人民政府は国务院の関連規定に従って適切な措置をとり、郷鎮企業に対する環境管理を強化しなければならない。全体的に計画し、合理的に布石し、分類して指導し、その地に合った汚染の少ないまたは汚染のない産業を発展させ、しかも村鎮の建設と組合わせて、相対的に郷鎮企業を集中建設して、大幅に郷鎮企業の汚染処理能力を向上させることで、郷鎮企業が環境汚染と生態系破壊を激化させている状況を抜本的に挽回する。

3. 検査を厳格にし、新規汚染を堅くコントロールする。

全ての大、中、小規模施設の新設、増設、改修と技術改革プロジェクト（以下、建設プロジェクトと略す）は技術レベルを上げ、省エネルギー、省物資、そして汚染物質の排出が少ないクリーンな生産プロセスを採用し、国が明確に禁止している設備とプロセスの採用を厳禁する。環境に影響を与えるプロジェクトの建設に対しては、必ず法規に基づいて環境影響評価制度と環境保護施設並びに主体工事の同時設計、同時施工、同時稼働から成る「3同時」制度を厳格に実行しなければならない。建設するプロジェクトの総投資の中に必ず環境保護に関する施設建設の投資を確保しなければならない。プロジェクト建設が完成して生産に入った後は、必ず国家あるいは地方が規定した汚染物質排出基準を確実に安定達成しなければならない。環境許容量を建設するプロジェクトの環境影響評価の重要な根拠とする。汚染のひどい地区では、「新しいもので古いものを導く」ことを実行して汚染物総排出量の減少を達成すべきである。

建設プロジェクトの審査と竣工検査の過程で、環境保護基準に符号しない建設プロジェクトに対して、環境保護行政主管部署は環境影響報告書あるいは環境保護施設竣工検査報告書を裁可してはならず、その他の関連審査機構も一律に建設あるいは生産使用を認可してはならない。関連する銀行は融資をしてはならず、各層の環境保護行政主管部署は建設プロジェクトの環境保護管理と日常の監督監視作業を厳格にし、プロジェクト建設の環境影響評価の審査・承認、環境保護施設の「3同時」の審査と竣工検査に対して全体責任を負わなければならない。各層の計画、経理、建設、折衝、土地管理その他関連部署は各自の職責に照らしてプロジェクトの審査・認可、登記、計画、用地、設計、竣工検査を厳格に行う。地方の各層人民政府の指導幹部は国のプロジェクト建設環境保護管理に関する法規に違反して、環境影響評価を経ないプロジェクト建設をみだりに認可してはならない。規定に違反したら、関係した審査機関の職員については全て必ず責任を追及する。

行政監察部署は当該部署の職責と関連規定に照らし、政府及び環境保護行政主管部署等関連部署の環境保護法規執行に対する作業状況について監察を強化し、発見した問題について相応の監察建議と処理意見を提出する。

本決定の発令日より、環境評価制度を執行せず独断で建設あるいは生産に使用した新しいプロジェクトに対しては、県クラス以上の環境保護行政主管部署が処理意見を提出し、県クラス以上の人民政府からその建設停止あるいは生産使用停止を命令する。竣工検査時は基準に達してしたが、生産に入った後あるいは使用後に国あるいは地方が規定する汚染物排出基準に継続的に達しない新しいプロジェクトは、県クラス以上の環境保護行政部署からその基準超過汚染物排出停止命令を下すと同時に、県クラス以上の人民政府にその生産停止と整理を発令するよう要請する。

4. 期限をつけて基準に到達させ、速やかに汚染に対処する。

本決定の発令日より、基準を超過して排出している既存施設は、県クラス以上の人民政府あるいはそれに委託された環境保護行政主管部署が法に基づいて期限付き対処を命令する。対処期限は状況により1～9年と定める。期限を過ぎても対処任務を完遂しないものは、県クラス以上の人民政府が法に基づき閉鎖、事業停止あるいは生産転換を命ずる。国家環境保護局、国家計画委員会及び国家経済貿易委員会は重点的な期限付き対処プロジェクトに対して指導、監督、検査を行う。

汚染物排出施設は必ず環境保護施設の正常な運転を確保しなければならない。環境保護行政主管部署の認可なしに勝手に環境保護施設を運転停止あるいは不使用放置して汚染物を基準超過放出したものは、環境保護行政主管部署がその正常運転復帰を命令し、そして法に基づいて処罰する。

1996年9月30日以前、年産5000t以下の製紙工場、なめし牛革年産3万枚以下の製革工場、年産500t以下の染料工場、並びに「坑道式」と「萍郷式」、「天地缶」と「散開式」など旧方式を採用しているコークスや硫黄生産企業は、県クラス以上の人民政府の令により取締まる。古い方法で砒素、水銀、鉛、亜鉛、石油、金や農薬、染色、メッキ並びに石綿、放射性製品などを生産・加工している企業は、県クラス以上の地方人民政府の令により閉鎖か生産停止される。期限を過ぎても規定に従わず、取締まり、閉鎖、生産停止等をしないものは、関連する地方人民政府の主要指導者及び関連する企業責任書の責任を追及する。

5. 有効措置をとり、廃棄物汚染の転嫁を禁止する。

「危険廃棄物越境移転の規制及びバーセル公約の処置」の規定に基づいて、我が国は国外の危険廃棄物を国内に移転することを禁じている。各関連部署は「中華人民共和国固形廃棄物環境汚染防止法」などの関連規定に基づいて厳格に輸入関門を守り、国外の危険廃棄物と生活ゴミが我が国へ移転するのを堅く禁止しなければならない。確かに原料として輸入しなければならない他の廃物は、すべからず国家规定に合致し、許可審査を経て初めて輸入できる。国家规定に違反してみだりに認可放免したり、認可を経ずにみだりに廃物を輸入した機関と個人は、法により厳重に処罰する。国内廃物で省、自治区、直轄市の境を越えて保存または処分する必要がある物は、必ず移出地と受入地の省クラス環境保護行政主管部署の認可を受けなければならない。放射性固形廃棄物で省、自治区、直轄市の境を越えて保存または処分する必要がある物は、国家環境保護局が審査・認可する。

6. 生態系を保持し、天然資源を保護かつ合理的に開発する。

地方の各層人民政府は確実に淡水、土地、森林、草原、鉱物、海洋、動植物、気候などの天然資源と国土生態環境の保護を強化し、生態バランス保持の前提下に合理的に開発・利用を進めなければならない。生態農業を發展させ、農業、化学肥料、農業フィルムなどによる田畑や水源の汚染をコントロールし、鉱山など廃棄土地の再開墾と生態環境への対処を強化する。植樹造林の進展に力を入れ、乱伐を堅く制止し、森林被覆率を上げ、土砂流失地区への対処を早める。草原植栽の發展を回復し、過度放牧を防ぎ、草原と砂漠化地域における灌木、生薬及び他の土砂を固

める植物の伐採を禁じ、積極的に防砂技術、土砂を固定する技術を採用して土地の荒漠化を防止する。

汚染による自己と災害の予防と応急作業を強化して、生態環境に及ぼす影響と人民の生命財産に及ぼす損失の減少に努める。

7. 環境経済政策を完全にして、環境保護投資を確実に増加する。

国务院の関連部署は「汚染者は費用を払い、環境利用者は保証を受け、開発者は保護を受け、破壊者は回復する」原則に基づき、基本建設、技術改善、総合利用、財務税収、信用融資及び外資導入などの面で完璧な環境保護の促進、環境汚染と生態系破壊の防止のための経済政策と措置を速やかに制定する。地域と資源の開発、都市発展と行政発展の計画、産業機構と生産力配分などの経済建設と社会発展のため重大施策を制定する時には、必ず経済、社会と環境に対する効果を総合考慮し、環境への影響の論証を行わねばならない。各々の省、自治区、直轄市は経済建設、地域建設、環境建設を同じペースで計画、実施、発展させるという方針を遵守し、確実に環境保護投資を増やすべきである。環境汚染防止の投資が当該地域の同時期の国民総生産に占める割合を逐次上昇させ、合わせて相応の審議検査制度を樹立する。

国务院の関連部署はできるだけ遠く塩化炭素、ハロン、含鉛ガソリンの生産、輸入と使用を制限する関連政策を制定し、天然資源の有償使用と生態環境の回復のための経済補償機能制度を樹立かつ完成しなければならない。「汚染排出費用は汚染対処コストより高くつく」原則に照らして、現行の汚染物排出課徴金基準を上げ、汚染物排出機構の積極的汚染対処を促進する。汚染物排出に対する徴収と管理を強化するため、各層の環境保護行政主管部署と地方の各層人民政府は汚染物排出課徴金を全額徴収する。徴収した汚染物排出費については厳格に収支を合わせる管理制度を実施し、規定に基づいてそれを使用し、流用や保留をしてはならない。汚水集中処理施設を造った都市は、国家规定に基づいて汚水排出者から汚水処理費を徴収する。

8. 環境保護法規を厳格に執行し、環境の監督管理を強化する。

各層の環境保護行政主管部署は必ず確実に環境保護作業統一監督管理職権を履行しなければならず、環境監督管理の執行体制を強化して、厳格に環境保護を執行する。執行行為は規範化し、執行手順を完璧にし、執行レベルを上げる。県クラス以上の人民政府は環境保護監督管理機構を設立して、独立した環境保護の統一監督管理職権を行使する。地方の各層環境保護行政主管部署の主要責任者の任免は、一段上のクラスの環境保護行政主管部署の意見を求めるべきである。

県クラス以上の人民政府の関連部署は、関連法律の規定に照らして環境汚染防止と資源保護に対する監督管理を実施する。

一層の環境保護の法律法規体系と管理体系を健全にし、經常性の環境保護行政執行・検査活動を展開して、法に従わない者、法の執行に不厳格な者、違法を追求しない者、並びに口先で法律を変える者、権力で法律を変える者、罰金で刑罰に代える者などの法規違反行為を厳しく調査処分し、犯罪を構成した者は法によりその刑事責任を追求されねばならない。

9. 環境科学研究を積極的に展開し、環境保護産業の発展に力を入れる。

国家、地方と関連部署の各種の中長期科学技術発展計画と年度計画は、環境保護科学技術の研究及び開発作業を優先すべきである。重点的に省エネ・省ロス、クリーン生産、汚染防止、生物多様化と生態系保護などの重要な環境科学研究課題を研究し、高度な新しい技術及び実用的な技術を採用するように心がけ、基礎環境科学と環境基準及び観測技術の研究を強化して、大いに応用科学技術の成果を普及させる。奨励と特惠政策を制定して、大いに環境保護産業を発展させなければならない。性能の信頼性があり、経済効果の高い環境保護製品の企業に対し、固定資産投資などの面で優先的に支援して、環境保護産業が成功するように奨励する。

10. 宣伝教育を強化し、全国民の環境意識を向上させる。

各地区、各部署ともに環境保護作業の重要性に対する認識を一層高め、環境保護宣伝教育を一層強化し、環境に関する科学知識と法律知識を広く普及させて、確実に全民族の環境意識と法制概念を増強する。

各地区、各部署は必ず環境保護法律知識を幹部と従業員の重要研修内容とし、各層の指導幹部と人民大衆が環境保護法律法規を遵守する自覚を向上させる。大、中、小学校は環境教育を展開しなければならない。公衆が参加する教育機能制度を樹立して、社会団体の影響力を発揮させる。公衆が環境保護作業に参加するよう奨励し、全ての環境保護法律法規違反行為を摘発、検挙するようにする。

新聞、ラジオ、テレビなどのニュース・メディアは、環境保護作業における先端的な事例を速やかに報道かつ表彰し、生態環境の汚染、破壊違法行為は公にすべきである。生態環境をひどく汚染、破壊した組織と個人は暴露して、新聞と論の監督作用を発揮させる。

JICA